平成２３年（フ）第１２８６号
神戸市須磨区一ノ谷町３丁目２番30号
破産者　與田美登里
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０６号
神戸市長田区重池町１丁目10番８―715号
破産者　川本　良太
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８７５号
広島県廿日市市峠1310番地22
破産者　津森　　香
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６１８号
高知市中久万13番地１、開始決定時の住所高知市南万々182番地14
破産者　久万　博史
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２７号
熊本県山鹿市中940番地９
破産者　甲木　正彦
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４９号
熊本市西区二本木４丁目１番１―501号
破産者　右田　義隆
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１０７号
熊本市中央区国府４丁目10番43号
破産者　新美　俊三
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２６５号
大分市古ケ鶴１丁目５番８号アーバングリーン古ケ鶴201
破産者　岡野　京子
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２３年（フ）第５５０６号
東京都墨田区八広４丁目48番３号
破産者　二葉熔材株式会社
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０４１号
東京都北区滝野川４丁目17―１
破産者　山本　耕志
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０４８号
東京都中央区銀座８丁目８番18号
破産者　合資会社梅もと
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２５８号
東京都中野区新井１丁目26―８―102
破産者　田中　　忍
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２７４号
東京都中央区銀座１丁目27番９号　サエグサ第二ビル
破産者　株式会社ルックカラー
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２９０号
埼玉県川口市神戸575番地
破産者　株式会社多賀屋
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８３号
東京都葛飾区奥戸６丁目21―３―301
破産者　渡慶次　宏
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３１号
東京都足立区谷在家２丁目12―７
破産者　川口　豊浩
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４７号
千葉県柏市末広町９番３号　松野屋荘101号
破産者　岩川　　潔
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９６２号
千葉県柏市東台本町12番23―405号
破産者　大木　雅子
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１２２６８号
埼玉県吉川市大字小松川字前578番地１
破産者　精工研株式会社
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２６９号
東京都足立区梅田１丁目13―16、開始決定時の住所千葉県松戸市紙敷127―２―1415
破産者　工藤　勝彌
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部